

大阪商業大学学術情報リポジトリ

古今の商品切手

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/403

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



〔史料紹介〕

古今の商品切手

小 田 忠

- I 商品券のあらまし
- II 一般的な説明
- III 現在の商品券
 - 1. 百貨店の商品券
 - 2. アサヒビールの商品券
 - 3. ワコールの商品券
 - 4. 他の商品券の状況
- IV 江戸・明治時代の商品券
 - 1. 守貞漫稿の嘘
 - 2. 川柳に現れた商品券
 - 3. 鴻池の贈物帳から抜粋
 - 4. 他諸帳簿の商品券
 - 5. 商品券の種類
 - 6. 博物館の商品券と看板
 - 7. 各種の商品券

I. 商品券のあらまし

商品券と云えば図書券が頭に浮かぶ。昭和35年に始めて日本全国で共通する「本の商品券」が誕生した。平成15年10月で図書券契約加盟店は約11900店舗ある。現在、商品券と呼ばれている券は、〈ダイエー商品券〉〈日本信販〉〈ジェフグルメカード〉〈音楽ギフト〉〈JTB旅行券〉〈全国共通遊園地券〉〈近畿日本ツーリスト旅行券〉など実に多彩である。

食品の商品券が多かった江戸時代の商品券と現在は様相が異なる。食品の商品券は、バター券・牛乳券・米券・ビール券・清酒券・醤油券・おすし券などがある。江戸時代になくて今あるものは、ガソリン券・入浴券・煙草券、ワシントン券・東急イン券などのホテル宿泊券、スーパー券・ワコール券・丸井今井商品券・VISA・JCB・DCギフトカード・全国百貨店共通券などがある。この違いは、社会や経済の発展による形態が多様化したためと理解できる。

II. 一般的な説明

現在は商品券、江戸時代は商品切手と呼ばれている。言葉は違っても意味は同じである。しかし、現在の商品券¹⁾を大別すると、商品券とギフト券とに分かれている。江戸時代

1) 『商品券事業マニュアル』平成10年3月、京都府商工会連合会

は一緒に考えられて商品切手として理解されていた。商品券は、複数の商品ないし複数のメーカーの商品を複数の店舗（ただし、百貨店やスーパー等の場合は店舗を売場に読み替える）で購入できるもの。

一方、ギフト券は、特定の商品（ビール券や図書券など）を購入できたり、特定のサービスの提供や特定の施設の利用（旅行券や遊園地券など）が約束されているものである。

商品券の起源について、約150余年以前に仙台地方で年中行事の一つとして冬至に豆腐を贈る風習があった²⁾。これは懇意なる家に平素の厄介を謝する意味があったから、豆腐を一時に各戸より受取るために迷惑を感じず。その為、自己都合で好きなときに豆腐を受け取れる様に豆腐切手を発売することになった。これを御厄介豆腐切手と云う。

『大阪の商品券調査』の編集が昭和8年で、大阪虎屋の饅頭切手の発売を寛政5年としているが、現在では宝暦年間となっている。

同じ本に商品券流通高が記載されている。百貨店商品券の回転日数は57日、飲食料品店の商品券は59日、その他は169日となっている。この本は昭和8年の編集だが、江戸時代の商品切手の的を射止めている。江戸時代に百貨店は存在しない。しかし、食料品の商品切手の種類が多いのは、切手の購入と引換えが煩雑に行われているからである。その他の物の回転率が悪いのは、食料品ほど日常的でないからである。もし、江戸時代に百貨店が存在しても、この当時と変わらない。その理由として、百貨店商品券は換金性が高いし、商品の種類が多い。このような状態では比較にならないし、話にならない。

普通、商品券は購入しても、贈答されても、目的の店で商品と交換する。しかし、明治40年頃東京市で初めて商品券の売買が行われた。この当時まだ商品券を利用する人が少なく、商品券が徐々に理解されて、その用途も拡大し、好評を博した結果、質屋・債権屋・両替屋・電話売買店・たばこ屋などが副業にするほど増加した。

大阪市では東区道修町にある日本債券株式会社の社長伊藤喜十郎が明治44年頃、商品券の売買業を開始した。当時は商品券の売買に対する一般の理解が浅く、百貨店もないので市内の呉服店・酒屋・菓子屋・雑貨屋・寿司屋・貴金属店などと特約を結んだ。

Ⅲ. 現在の商品券

1. 百貨店の商品券³⁾

全国百貨店共通商品券発行会が全国百貨店共通の「商品券」を発行している。各種商品券のうち、百貨店の「商品券」は元祖と云える。全国の百貨店約300店で使用でき、百貨店とギフトの関係の絆は深く、百貨店からの贈答と云う意味では、信用・品質・老舗・一流などの意味合いが含まれている。贈る方も贈られる側でも一定の価値を認識している。

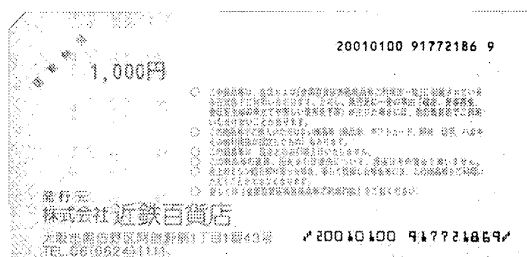
商品券は、現金とよく似ているが同様ではない。このことを知らない人は少ない。なぜ現金と似ているのか。「全国百貨店共通商品券ご利用約款」の第2条・第3条・第8条を読む

2) 『大阪の商品券調査』、昭和8年、大阪市役所産業部調査課

3) 「全国百貨店共通商品券」

と分かる。

第2条（共通商品券が利用できる場合）現金においては、自由に物品を購入できるが商品券で購入できない商品として次の商品などがある。商品券・ギフトカード・印紙・切手・ハガキその他取扱百貨店が指定したもの、商品券・ギフトカード・印紙・切手・ハガキなどは、換金性が高く流通力も高い商品と商品券が購入できない事由は、現金で現金を購入する理由と同じである。また、その他取扱百貨店が指定する商品の一つに宝石類や金の購入も上記の理由と似ている。



全国百貨店共通商品券

第3条（共通商品券が利用できない場合1）は、偽造・変造の問題、この問題は古来から現銀・現金の偽物の出現が庶民・両替屋・幕府の関係者達の頭を悩ますことになる。勿論、カラーコピーを使用したり、印刷機を使用して精巧な偽券が社会に出回るのは、全く迷惑な話である。幸い商品券の券面金額が1000円と低いことから偽券が出回る可能性は低い。

しかし、券面金額が高くなると、次のような問題が出てくる。

2003年12月11日付け、読売新聞の夕刊の見出しに「高島屋偽商品券8000万円」とある。記事の内容は、関西空港で今日五日、中国から帰国した日本人の男の所持品から大手百貨店「高島屋」の偽造商品券（額面一万円）約八千枚が見つかり、大阪府警関西空港署が偽造有価証券輸入などの容疑で男を逮捕していたことがわかった。

偽造商品券は▽表面に縫い込まれた幅約1mmの帯に高島屋のマークが刻印されていない▽高島屋の文字で作った模様の印刷が上にずれているなどの特徴があった。

インターネットで「全国百貨店共通商品券」の項を搜すと、2003/10/22付けに〈ご案内〉〈ご利用約款〉〈ご注意〉と大項目が並んでいる。〈ご注意〉を読むと、「下記の共通商品券発行元百貨店（4社）につきましては、破産によりご利用できなくなっておりますので、ご注意ください、」という注記がある。

平成15年2月1日付けで上野百貨店（栃木県）丸正（和歌山県）大黒屋（福島県）松菱（静岡県）が破産となっている。破産すると商品券が使用できなくなると云う。そこで〈全国百貨店共通商品券をご利用のお客様へ〉と題した文章では、「共通商品券は、それぞれの百貨店が発行元になって発行しているため、万一発行元である百貨店に破産・民事再生・会社更生等の申立てや著しい信用低下等が生じた場合には、他の百貨店でご利用いただけなくなることがございます。尚、この場合でも法律に基づき、一定期間内に国（財務局）から発行保証金の還付を受けることができる制度がございます、」と記されている。

引き続きインターネットで松菱百貨店倒産関連情報によると2003/10/27付けで以下の文面が記載されている。

元経営陣の一人が破産前に大量の商品券を使って店内で商品を購入したとされる疑惑もあるらしいまた、松菱が今年14日に自己破産宣告を受ける直前、市内にある金券ショップ数店に、松菱の商品券と積み立て優待制度「松菱友の会」のプリペイドカードが大量に持ち込まれ、換金されていたことがあったらしい。(文面はプリントアウトのまま)

上記の情報が真実か虚偽か問はない。重要な事は、この話は十分考えられる話だし、現実感が伴う話として取上げたい。ここでは、破産宣告直前だと、自由に商品を購入することができる。約款に謳われている通りだし、そして、商品券を換金している。二つの件に共通しているのは、いつの時代でも〈自分だけうまくやりたい〉と云う悪知恵が働く人間の存在である。

同じくインターネット事件簿に、2003年7月のニュースとして、興味を引く記事がある。タイトルは「商品券」で競売詐欺。内容は以下の通り。

調べでは容疑者は、昨年9月ごろから「商品券割引販売」と、ネットオークションにうその情報を掲示。今年3月、落札した名古屋市の主婦(34)に約3万7千円を振り込ませだまし取った疑い。(文面はプリントアウトのまま)

この記事の真偽に関心はない。このような事件も日常、新聞やテレビなどで報道されているから、思わず頷く方も多い。要は商品券が換金性の高い性質を持つために、金券ショップで購入するよりはるかに安く購入することができるために、このような事態におちいった。

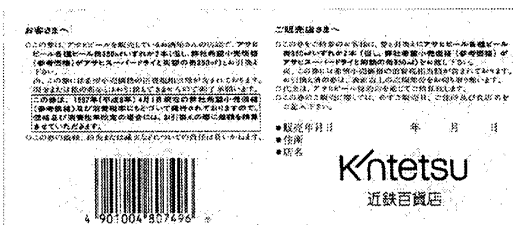
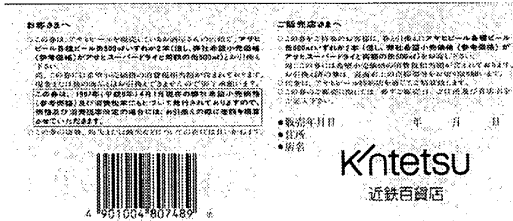
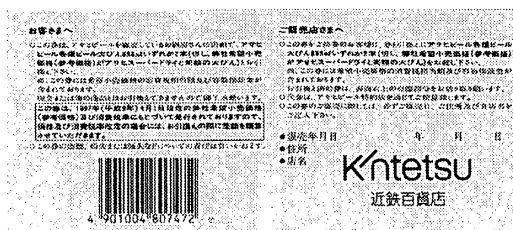
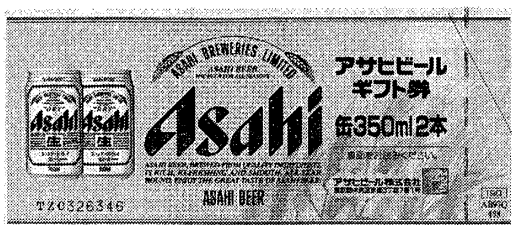
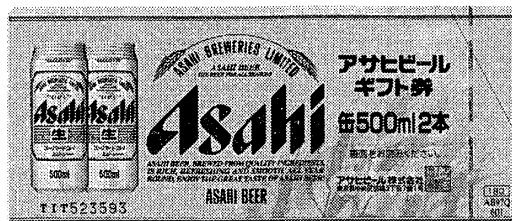
第8条(換金の原則禁止)「共通商品券は、現金との引換えはできません。」文字通りそのままである。

現金との引換えはできないが「全国百貨店共通商品券」で買物をした場合、券面の金額以下の商品購入であれば釣り銭はもらえる。

2. アサヒビールの商品券⁴⁾

ビール券は商品券である。この種の券は日本のビールメーカー4社すべてが発行している。東京酒販協同組合連合会は〈ビール共通券〉と〈清酒特撰券〉〈清酒上撰券〉を発行している。これに対してビール各社は、〈アサヒビールギフト券〉〈麒麟ビールギフト券〉として独自に発行している。アサヒビールの商品券は、〈アサヒビールギフト券大びん2本〉〈アサヒビールギフト券缶500ml2本〉〈アサヒビールギフト券缶350ml2本〉3種類があり、券面と同額の商品が受け取れる。

4) 「アサヒビールギフト券」



アサヒビールギフト券

しかし、現実には〈アサヒビールギフト券大びん2本〉を持参すると、缶500ml・缶350mlと交換してくれる。大びん2本で734円だが、実質の金額は674円分しか使用できない。この差額は消費税相当額と容器保証金だと云う。（この券には希望小売価格の消費税相当額が含まれております。大びんでは、この券には希望小売価格の消費税相当額及び容器保証金が含まれております。）これらに類する商品券は、清酒特撰券では2520円で購入する。実質金額2273円との差額分についての説明はない。おこめ券を595円で購入し、実質金額が540円で、差額の55円についての説明は〈この券をお買い求めのお客様に流通経費等の一部をご負担いただいております。〉としている。キッコーマンギフト券を750円で買えるが、実質金額693円との差額分についての説明はない。

3. ワコールの商品券⁵⁾

ワコールエッセンスチェックと呼ばれるワコールの商品券は、よくできた商品券である。ワコールは世界各国に営業所並びに販売店があるが、ワコールエッセンスチェックに限って外国では流通せず、日本のみで使用できる。北は北海道から南は沖縄の百貨店・チェーンストア・専門小売店1169店で使用できる。(2003年4月現在)

5) 「ワコールエッセンスチェック」



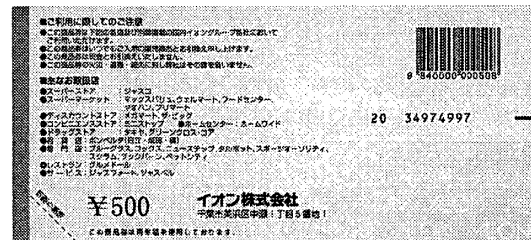
ワコールエッセンスチェック

「全国百貨店共通商品券」と違ってワコールエッセンスチェックは、釣り銭を出さない。商品券の左片側には、斜にミシン線が入っている。券面に番号が入り、商品券販売店記入欄には売場と販売日を記入し、商品を引替える場合は、商品引換店記入欄に引換え店と引換え日を記入して機械処理をする。商品券の流れが把握でき、偽造・変造防止の観点から500円券と1000円券を出している。日本古来の商品券の発想と大差がない。と云っても江戸時代に手甲・脚絆・足袋や帯・襟・生地などの身に付ける商品に商品券が存在したと聞いていない。この点では画期的なことである。

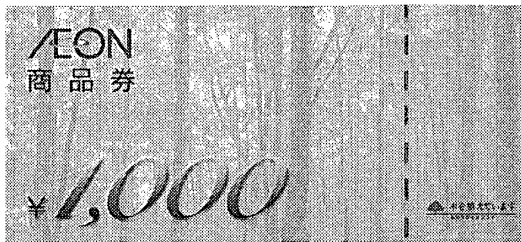
4. 他の商品券の状況

IEON商品券⁶⁾

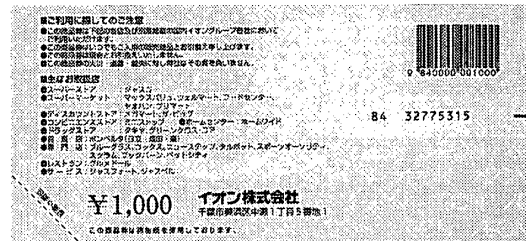
IEON商品券の取扱いは、日本全国でジャスコを始め、スーパーマーケットのマックスバリュ、ウェルマート、フードセンター、ヤオハン、プリマート、ディスカウントストアでは、メガマート、ザ・ビッグ、コンビニエンスストアでは、ミニストップ、ホームセンタは、ホームワイド、ドラッグストアでは、タキヤ、グリーンクロス・コア、ボンベルタの百貨店や専門店など455店舗で利用できる。(2002年11月現在) この商品券は百貨店の商品券同様に釣り銭が出る。しかし、販売店や引換え店の記入欄がない。バーコードがあるためだろう。1000円券と500円券のデザインの違いは、裏面の左端に竹色で、約5mm程縦に染めている。このデザインは500円券のみにある。



6) 「イオン商品券」



イオン商品券

こども商品券⁷⁾

Kids Gift Cardとも云う。こども商品券は平成8年7月10日おもちゃ券より名称変更し、平成14年9月現在、日本全国での加盟店は約6500店もある。百貨店・スーパー・全国のチェーン店・遊園地・映画館と幅広い場所で引換えができる。この券の面白さは、加盟の子供服・ベビー用品店などでおもちゃ以外の商品を利用したり、遊園地・映画館・水族館などの入場券とも引換えられる。また、同じく加盟の写真館・スタジオなどでお宮参り・七五三・入園・入学の記念写真代にも利用できるのが他の商品券にない特徴である。

この500円の券面金額以下の商品を購入しても釣り銭はでない。株式会社トイカードが運営し、昭和62年に旧名称のおもちゃ券が出た。



こども商品券

すし券ギフト券⁸⁾

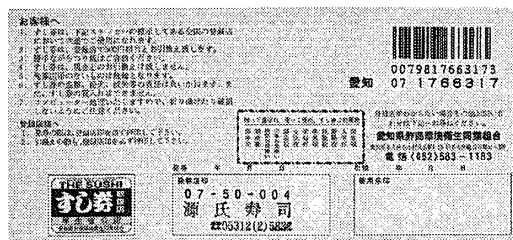
商品券の種類の中で取扱い店舗数が一番多い。《全国すし組合》は42の都道府県にあり、全国に約20000軒の店で使用できる。基本的に商品券は、贈る目的や相手により商品券の種類は変わる。すし券ご利用例として、誕生祝・入学祝・新築祝・就職祝・卒業祝・栄転祝・全快祝・開店祝・火事お見舞い・病気お見舞い・御歳暮・御中元などとし、贈って喜ばれ、使って便利であるとピーアールしている。

7) 「こども商品券」

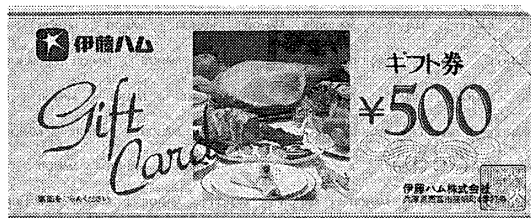
8) 「すし券」



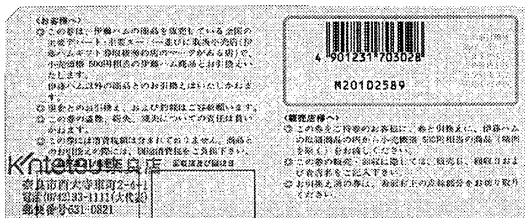
すし券

伊藤ハムギフト券⁹⁾

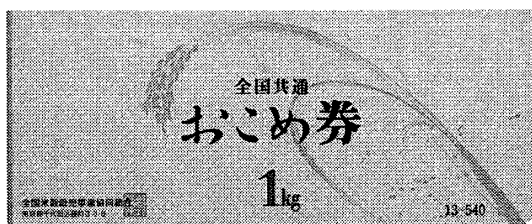
この券はワコールエッセンスチェックとよく似ている。券面金額以下の商品を購入しても釣り銭は出ない。日本全国の主要百貨店243店舗と主要スーパー並びに取扱小売店（伊藤ハムギフト券取扱契約店のマークがある店）（2000年5月現在）で使用できる。



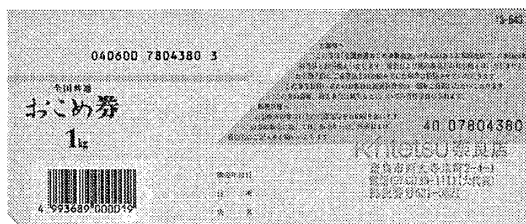
伊藤ハムギフト券

お米券¹⁰⁾

米券も世に登場して、20年あまりが経過した。米券には三種類がある。全国米穀販売事業協同組合が発行する〈全国共通おこめ券〉、全米商連協同組合の発行している〈お米ギフト券〉、さらには、全農米総合対策部パールライス課の〈おこめギフト券〉。これらの券の引換えはどの券でも同じで、それぞれを組み合わせても使用できる。



おこめ券



9) 「伊藤ハムギフト券」
10) 「全国共通おこめ券」

Ⅳ. 江戸・明治時代の商品券

1. 守貞漫稿の嘘

商品券はいつ頃登場したのか。この素朴な質問は、商品券発生の胚芽が隠されている。商品券が世に流通するには、いくつかの条件が必要になる。

- ①庶民に支持される商品、換言すると人気のある商品。
- ②日常的な商品で、贈って喜ばれ贈られて喜ぶ商品が商品券に適している。
- ③日本・中国・朝鮮は、古くから贈答の習慣がある。
- ④商品券を利用する側は、商品と引換える場合、A商店の出張所が複数あれば利用しやすい。
- ⑤菓子の商店が複数組んで、商品券を発行したり、引換えができれば地域のネットワーク化が進み、商業の範囲が広がる。
- ⑥有名な菓子店に発展し、店舗は一つしかないが、この店の商品は贈答に欠かせない程人気が高い。

このように条件を設定すると、中世に④と⑤が存在したと認めがたい。しかし、①②あるいは、④が出現するには、大阪夏の陣が終わり、大阪の町が整備され、復興されるのを待たなければならなかった。⑥の件だけを取上げると¹¹⁾、

一和（一文字和助）平安時代から続く、あぶり餅。

あぶり餅かざりや 長保3（1001）あぶり餅。

川端道喜 永正年間（1504～1521）道喜粽。

水田玉雲堂 文明9年（1477）唐板煎餅。

栗餅所（澤屋）天文年間（1532～1553）栗餅。

虎屋 奈良時代から宮中に菓子を納めた。羊羹と酒饅頭。

長五郎餅本舗 天正年間（1573～1591）長五郎餅。

松屋常盤 承応年間（1652～1655）松風。

本家尾張屋 寛正6年（1465）そば餅。

総本家駿河屋 寛正2年（1461）羊羹。

これらの老舗10店舗は、菓子草創期から菓子の成長を経て現在に生きる。人間の体に喩えるなら強靱な体の持ち主と云える。京都の総本家駿河屋は、徳川頼宣のお国替えに伴って紀州に移る。この店の〈本ノ字饅頭〉は紀州家の携行食になった。また、水戸光圀は、虎屋の饅頭を最貢にして、大饅を百個納めさせた記録もある。川端道喜は、応仁の乱後荒廃した朝廷の生活に心を痛めて毎日献上した餅は、「お朝物」と呼ばれ帝も「お朝はまだか」と楽しみにされていた。水田玉雲堂の「唐板」は庶民から親しまれ、明治維新までは、皇室に息子が誕生すると上御霊神社に参詣する習わしがあり、その際には必ず土産として買い上げられた。天正15年に開かれた豊臣秀吉の北野大茶会に献上し、好評を得る。以来、武家の出入りを許され「北野名物長五郎餅」と号するようになった。松屋常盤の白い暖簾には「御菓子調進所 松屋常盤」とある。「大本山大徳寺御用達」の看板や、皇室お召の

11) 『雅びの京菓子』1996年、京都新聞社編、京都新聞社

証である螺鈿の行器がこともなげに置かれてある。

これらの店舗の多くが、皇室や公家並びに武家などから揺るぎない信頼と支持を得ていた。古くは、奈良時代・平安時代・室町時代にかけて培った信用と老舗が新しい物や新しい体制を拒否している。虎屋は禁裏御用が中心で、幕府や大名、近衛家などの公家、門跡ほか有力寺院、その他に尾形光琳・吉良義央・蜂須賀家・茶人の鴻池道億などに愛され、用途¹²⁾は、誕生・婚礼・人生儀礼、正月・雛祭の年中行事、行幸・即位など多岐にわたり、主に下賜品や贈答品として使用された。この虎屋は京都の虎屋だが、大阪の虎屋では京都にない斬新な企画で販路拡大に努めた。最大の企画が商品切手である。喜田川によると、次のような話になるらしい。



大手饅頭切手

『近世風俗志』¹³⁾の一文に

因云虎屋饅頭切手と云手券は饅頭十を一紙とす百員を贈るには切手十枚を以てす江戸は定数無之数の外は印行し饅頭の数等は筆にて書加る也多くは饅頭切手を用ひず菓子切手也大坂も虎屋の外は切手ある店は無之

この一文もよく引用されている。饅頭切手1枚で饅頭10個と引換えができる。饅頭切手は便利で贈答に適している。『浪華百事談』¹⁴⁾によると、饅頭切手を売り出し饅頭の品質の良さと相まって饅頭切手の偽物が出回るほど繁盛したという。『浪華百事談』の話の真偽は難しい。〈饅頭切手の偽物が出回るほど繁盛した〉と云っているが、どうして饅頭切手の偽物だと判明したのか。偽物を作る事は可能である。江戸時代に各藩が見せ銭を作り、鑄造した。その挙句、幕府の〈天保通宝〉か密鑄した〈天保通宝〉か区別できなくなり、一緒に市中で使用された。この為発行枚数は増えて天保通宝の価値が下落した。当時の鑄造技術は稚拙で、簡単に真似をすることができた。同じ事が商品券にも当てはまる。あれほど稚拙な饅頭切手を真似するのに時間はかからない。もし、偽物と判断できる商品券が出回れば、子供が作ったか技術力のある人間が、わざと稚拙な商品切手を作ったと考えられる。

喜田川守貞は、虎屋の商品切手以外に大阪の菓子切手はない、と云いきっている。残念ながら大手饅頭の商品切手の現物が当博物館に架蔵されている。同じ『近世風俗志』の虎屋饅頭のページに〈文政中城西大手筋と云処に此店を開き東雲堂と号し饅頭大にて価十文精製也是は大手まんぢうと称し人にも贈り客にも呈し行れしが虎屋の盛なるに及ばず天保末に亡ぶ¹⁵⁾とある。

12)『雅びの京菓子』1996年、京都新聞社編、京都新聞社

13)『近世風俗志』明治41年、室松岩雄編、國學院大學

14)『日本随筆大成』「浪華百事談」、昭和51年、日本随筆大成編集部編、吉川弘文館

15)「大手饅頭の商品切手」大阪商業大学商業史博物館

2. 川柳に現れた商品券

これだけ江戸時代に普及した切手、それこそ日本中と云っても決して大げさな表現ではなく、市中に広まっているにも拘わらず川柳に2~3しか掲載されていない。

切手を見せて田楽を二三¹⁶⁾

(私意) 商品切手を見せながら田楽を受取る様子。

田楽に商品切手が存在したかどうかは不明。豆腐切手や肴切手、あるいは各種惣菜の中から一定金額分だけ選んで商品を持ち帰る店もある。この句は商品切手を持参し、まさしく相手に見えるように切手を指で挟んでいる。そんな日常の情景を句にしたものである。

切手のいらぬ田楽はまづいなり傍—¹⁷⁾

(私意) 商品切手を出していない田楽屋の田楽はまずい。この当時商品切手と云う言い方の他に、印紙とか商品切手を略して切手とも云う。逆に云えば商品切手を出している店の田楽は自信もあり、信用もついている事もあって田楽の味は良いのかもしれない。

3. 鴻池の贈物帳から抜粋

鴻池新十郎家に〔諸方進物控〕¹⁸⁾の帳簿が残っている。商売上、付き合いのある各藩や両替仲間・飛脚屋へ中元・歳暮・五節句及び葬儀などがあれば、贈答している。贈答の品物は饅頭・羊羹・酒・麩・鰯節など食品が多い。商品切手に食品が多い訳は、葬式や法事を考え合わせると日用品として最適であるし、食品を受取った側は、消費するとしても現物が多く重なり食べきれず残すことになる。だから、葬式や法事の場合に切手を贈る習わしになった。

文政3年、天満十一丁目下半町の弘前藩近辺から出火した。その時に新十郎は火事を知らなかった。火事見舞いもできずに5月8日になって、小見山登馬七へ〈酒印紙貳枚〉を贈った。

一酒印紙貳枚宛 弘前 小見山登馬七殿他五名

但し印紙者山与殿江相納被呉候様相頼候也

右者御屋敷御近辺此間出火御座候所其節其元不存候而御見舞不申依之乍進引為御見舞進上仕候之事

同年、小見山登馬七の子供が亡くなり新十郎は見舞いとして、〈羊羹印紙五枚〉を5月22日に贈った。

一羊羹印紙五枚 弘前 小見山登馬七様

右者御小見様御死去ニ付御膝中為御見舞進上仕候之事

文政4己年9月14日には、前年萩原源司の妻が亡くなり〈羊羹印紙十枚〉を贈ったが、一周忌に贈った進物は〈羊羹印紙五枚〉だった。

一羊羹印紙五枚 津軽 萩原源司様

16) 『俳風柳多留』、1995年、山澤英雄、岩波書店

17) 『初代川柳選句集 下』、1979年、千葉治、岩波書店

18) 「諸方進物控」鴻池新十郎、大阪商業大学商業史博物館

右者御内室様一周忌御志之品御恵贈被下ニ付為御盛物進上仕候之事

文政5壬午年2月8日には、栢卓馬の父親の三回忌に〈饅頭印紙拾枚〉を贈っている。

一饅頭印紙拾枚 同所〔河州国分 栢卓馬殿〕

亡父中務殿三回忌志到来致候ニ付相贈候事

同年3月26日、組合の企画による芝居見物に来なかった小見山登馬七には〈御肴印紙〉、萩原源司には〈御酒印紙〉を贈る。

一御肴印紙 津軽 小見山登馬七様

代拾匁

御酒印紙 萩原源司様

代六匁

右者時候為御見舞茨木屋手前組合ニ而進上仕候事

但し先日組合芝居振舞之節御出無之候ニ付進上仕候事

同年12月22日、秋田藩の利瑳姫様が、御逝去された為に慎んでいる池田親子・山下親子と見られる両氏に〈羊羹印紙七枚〉を贈っている。

利瑳姫様御逝去被為遊候ニ付御屋鋪御役人中様御慎中為御見廻進上仕候左之通

一羊羹印紙七枚 池田権左衛門様

同 隆蔵様

同 七枚 山下万太郎様

同 勇吉様

虎屋の場合は虎屋饅頭と明記されているが、名前が明記されていない場合はそれ以外の可能性もある。

4. 他の諸帳簿の商品券

たまたま書棚を見渡すと「助松屋文書」¹⁹⁾が目に飛び込んできた。中を繰ると葬式・法事関連の記事が多い。当然、供物やお礼の返しとして菓子などを届けることになるが、現物の贈答のなかに〈印紙〉〈切手〉の文字があった。

「助松屋文書」の特色は、法事・葬儀関係文書の抜き書きだから、切手が多い。しかも種類も豊富である。鴻池屋の場合は、葬儀・法事以外に火事見舞い・結婚・暑中見舞などがある。「助松屋文書」から抜き書きをして列挙する。

安永6年釈了清 三十三回忌 長濱屋切手浅香山2匁1分 とらやまんちう切手式

寛政6年釈了清 五十回忌 虎屋切手七枚 麩切手三枚

文政12年弥兵衛兄市右衛門三十三回忌 虎屋饅頭切手壺枚つゝ

天保7年釈了壽 百回忌 天のや切手五枚 升屋酒切手式枚 酒切手壺枚

弘化2年逮夜 とらやようかん切手五枚

嘉永6年釈教意 百五十回忌 鹿酒印紙三枚はり治 酒印紙三枚

寛政2年釈了教葬式 とらや切手五枚 麩切手三枚 酒三升切手

19)『助松屋文書』近江晴子、昭和53年

文化3年釈尼貞壽葬式 天の屋切手三枚 ふぢ屋切手弐枚

文化4年一周忌 酒式升天の屋

嘉永7年釈貞壽五十回忌 天印酒印紙三枚 はり治同三枚

天保10年釈了貞葬式 はり清印酒切手五升 湯葉切手七枚

天保11年釈了貞一周忌 亀屋まんぢう印紙五枚

嘉永2年釈妙誓葬式 酒切手天印五枚 酒切手壺枚但し桜井屋 酒切手壺枚但しはり治 酒切手壺枚但し山屋 9月17日虎屋饅頭切手六十枚代三貫百二十四文はり治

嘉永4年釈尼寿葬式 船町饅頭印紙拾枚 伊掛酒印紙五枚 あわ庄酒印紙一 ざこば麩切手拾枚 菊まんぢう十五 十月二十二日速夜 さかいまんぢう切手弐まい

慶応元年釈了意到来物 丹治印紙七 湯葉印紙十弐 菓子印紙三 ふ貴饅頭印紙五

鴻池屋にない贈答品は湯葉・麩。贈答する切手発行店は、有名な虎屋以外に長濱屋・天の屋・升屋・はり治・藤屋・はり清・亀屋・桜井屋・あわ庄などを使用している。

印紙や切手に乾物類・酒・饅頭・羊羹等が見受けられる。饅頭・羊羹などは一度に食することができない。乾物は日持ちがするから問題はない。切手・印紙にすると、必要な時に饅頭・羊羹を引換えれる利便さがある。

5. 商品券の種類

商品券は鴻池屋・助松屋の史料を見たとおり、進物や法事などに利用されている。だが、財力もなく商売もうまく運営できていない店で、商品券はどのように利用されたか。あるいは庶民が商品券をどのように利用したのだろうか、疑念は消えない。まず、商品券の種類は多いのだろうか、商売上、商品券が有効であることを認識したからこそ日本全国に広まった、と推察している。商品券の範囲を知る手掛かりとして、絶好の史料がある。その史料は「黒川古文化研究所目録」²⁰⁾である。

黒川古文化研究所目録に摂津を始め、近隣の国の切手が収められている。この目録を参照して、商品券の種類を鑑みる。蒲鉾・菓子・生菓子・蒸菓子・饅頭・餅・善哉・練羊羹・羊羹・豆腐・乾物・松魚・湯葉・麩・酒・寿司・御料理味噌・料理仕出・生魚・鮮魚・生肴・肴・海魚・魚・貝やき・鰻・鶏肉・厚焼・清浄生蠟燭・五色蠟燭・巻懸生蠟燭・青簾・呉服・飲料水と既存の商品切手に種類は多い。圧倒的なのは食料品、日用品として蠟燭と呉服・青簾がある。以上は摂津だけに限定されるが、山城・大和・河内・和泉・三河・武蔵・近江・信濃・陸奥・羽前・丹波・出雲・播磨・備前・備中・備後・安藝・紀伊・淡路・阿波・伊予・豊前・肥前などを見ても同じ傾向である。ただ、例外として武蔵国の商品切手で、明治に発行された「麝香」である。これは麝香同盟売捌所が発行元になり、麝香を売り広めようと算段した。香道の愛好家も限定されているから麝香の香木に限れば進物用に適しているし、券面を見ていないから断定はできないが明治期と麝香同盟売捌所の二つのことから、いくつかの店で麝香を引き替えられる用に工夫されていた。事実、京都での幕末頃に鯉節の商品切手を持参すると鯉節の加盟店サークルにおいて引換

20) 「収蔵品目録第20第21」1993年、松田光広編、財団法人黒川古文化研究所

えが可能であったから、麝香も同じように考えている。

麝香という特殊な商品を香道家の為に、商品切手を介在させて販路を開く方法は見事である。食料品も酒・菓子・乾物類のたぐいは日持ちもして、日常に使用されるから商品切手に適合している。日用品たる蠟燭や簾・呉服も必要な時に持参すると商品を受取ることができるから便利である。

商品切手は上記の摂津他23ヶ国以外に発行され利用されていた。黒川古文化研究所の蒐集もすごいが、他の収集家も保存している筈である。江戸時代の大都市以外に中都市と呼ばれている都市が日本に数百都市は存在した。城下町・門前町・港湾地域を核として似たような発達をしてきている。つまり、便利な方法が開発されると真似をするのは普通である。

「大阪の菓子切手」²¹⁾に次のような記述がある。蒸し羊羹は前述したように御所羊羹といい、上格菓子だが、1日か2日しか食味が無いので、商品切手はない。

商品切手に有効期限は書いていない筈である。もし、この切手があると引換えに行き、その日に蒸し羊羹を食すると問題が起こることがない。それに、この著者は食味期間が短いから商品切手が発行されていなかったような記述に受け取れる。

残念な事にこの記述がいつ頃の話なのか見当がつかない。同じ所に「享保三戌年正月、京極五条橋詰梅村水玉堂の菓子法秘伝法の中の「蒸し羊羹の製法」や文久二年壬戌秋刻の『名菓秘録』にも蒸し羊羹の項がある。」

京都は格式を重んじていたから、大阪の虎屋が発行した〈商品切手〉と云う考え方に飛びつくことはないと云える。当時の話では蒸し羊羹の商品切手は時期早尚と云わなければならない。商品切手が浸透していないし、考え方として、商品切手は餅や菓子・羊羹類などの日持ちのよい商品のみとする固定観念が付着していた。この固定観念は、現金と商品切手は同価と見ていたからである。

それでも幕末期におよんで、蒸し羊羹の商品切手が発行されていない件に納得できない。日持ちがしない、食味が落ちるという点では、餅だって時間が経過すると固くなるし、豆腐も味が落ちるに違いない。生魚や肴だってこの範疇から飛び出せない。〈日持ち〉の考えは商品切手早創の頃の考えで、少なくとも幕末頃には、商品切手を持参すると新鮮な魚・肴や豆腐・湯葉は云うに及ばず、寿司でも同じ事が云える。蒸し羊羹の商品切手が発行されていない理由で思いつくのは、店主が商品切手を出すまでもなく、その日で即売できるか予約が入っており、当日、商品切手を持参されると予約の客に迷惑を掛けることになるから、あえて発行しなかった、とも考えられる。

変わった商品切手として、〈飲料水〉がある。明治期のものである。額面は5斤とあるから〈飲料水〉と云うよりは〈氷〉を販売している。江戸時代に氷が販売できたら画期的だろう、しかし、高くて利用する人がいない。明治になり製氷技術が伝わり安価な氷が購入できるようになった。尺貫法が健在な頃、否メートル法が施行されたからでも、氷を買うときに、「氷を1貫目下さい」と云って、購入した。現在なら3.75キログラムになる。

1斤160匁の換算で600グラム、5斤だと3キログラムになる。昭和30年代と明治と比較す

21)「大阪の菓子切手」1980年、刀襦武夫、月刊ボナンザ

るなら、需要と製氷技術の革新で格段に安くなった。不思議なのは氷の商品切手を進物にする用途が不明。氷の商品切手を贈られた人は何に使うのか。風邪なら頭を氷嚢で冷やす材料になる。あるいは物を冷やして食する。それとも、当時氷はお洒落だったのか、商品切手で〈氷〉を贈る理由は、〈時代の先端〉を贈ったとしか云いようがない。

商品切手が爆発的に広がった原因に、1つは贈るのに現物でなく紙片だから手軽である。2つには現物と引換える時、欲しい時に交換できる。3つには店の売り上げが拡大した。

6. 博物館の商品券と看板

当博物館に変わった看板²²⁾がある。この看板に商品名・住所などは墨書されていない。書かれている文字は、「京都 蒲鉾商組合 切手販売 并引換所」と4行に印刻墨書した部分が盛り上がっている。〈蒲鉾商組合〉も明治期になって、さまざまな組合が組織化された一つである。〈切手販売〉とあるのも正式名は「商品切手販売所」、商品切手の販売所であることを意味している。商品切手が出回り初めた頃は、その店で商品切手を購入し、購入店で使用するのが原則だった。しかし、商品切手が自家で使用するのみならず、進物用に遣われ始めて様相が変わった。商品切手を受取った方は、店に商品の引換えに行くが、遠距離にあって不便を感じる。この不便さは商品切手を貰った多くの消費者の共通の悩みでもあった。〈并引換所〉は商品切手を受取った多くの消費者の悩みが無くなったと云ってよい。

つまり、京都市内に掲げられた何十軒もの組合看板を見て、商品切手を購入したり、商品切手を持参して商品と引き換えた。



鰻節の商品切手

22) 「蒲鉾商組合の看板」大阪商業大学商業史博物館

これから紹介する商品切手²³⁾も当博物館が所蔵している。横14.5センチ、縦20.5センチあり、従来の細長い商品切手よりは、縦に短く、横幅がある。明らかに明治期のものであることが分かる。住所や商号、あるいは登録商号の言葉が明治期だと思われる。二つ折りになっているのも江戸時代にはない形だし、表紙は色彩が施され、〈鰹節〉〈住所〉〈商号大甚〉〈屋号・齋藤甚之助〉この言葉からして江戸時代とは違う。裏表紙は江戸時代にはない新しい様式になっている。

〈諸乾物海産物引換商店〉として24店の商店組合が結成され、商品切手は加盟店で購入することができるし、この商品切手を加盟店に持参すると券面金額に応じて、〈鰹節券〉〈鶏卵券〉〈乾物券〉の3種類から選択できる点は今までにない進歩した商品切手である。

ここで注目するのは、商品切手の使用目的が〈慶事〉〈法事〉となっている。これは江戸時代からの伝統と云える。

一当組合各店にて慶事法事御便宜ニ依り鰹節券鶏卵券乾物券の三種を金高御好ニ応し
販売又ハ御便宜引換可申候 丸福社

一此券を以て幣店販売品何ニモ御入用之品御随意に精々廉価を以て御引換差上可申上
候

一若□店遠隔□御引換御ふ便之節ハ左之組合引換店御最寄ニて発売所同様に御引換可
申上候

一此券を以て代金引換之義ハ分て御断申上候

この商品切手が新しいのは、この切手を持参しても現金化しないことを謳っている。現在流通している商品券と同じである。商品切手は加盟店の店で購入できるし、商品の引換えも加盟店で求めることができる。この商品切手が画期的であるのは、1枚の商品切手で好きな商品を選び、しかも安く提供すると云う。

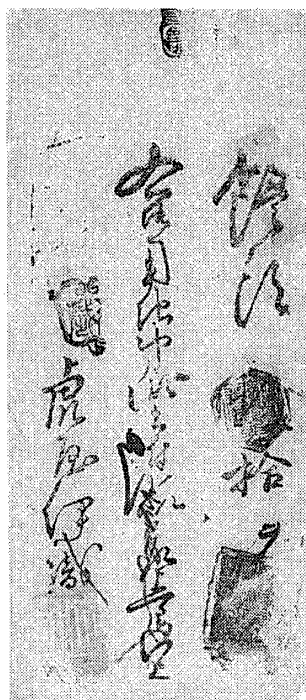
従来の商品切手が羊羹にしる、亀饅頭や寿司・肴などは単一の切手に単一の商品引換えが通常である。

この切手の更なる特徴は〈大甚〉の切手を販売する場合に〈発売人〉に記名するようになっている。これは、〈大甚〉の使用人の署名を書くことにより不正防止につながる。また、券を発行するごとに番号を記入する欄がある。これも不正防止と切手回収後の整理と経営に役立つ。従前の商品切手の券面金額は版木で押印されていた。ここでは手書きなのか版木の押印であるか判断がつかない。版木で押印していると、不正防止になるが、手書きでも特殊な書き方をすれば不正防止になる。

3種類の品物の値段が異なり、鶏卵の数、鰹節の本数並びに高野豆腐・干瓢・鰯や秋刀魚の開きの数量を客の求めに応じて書いたのではないだろうか。家庭で使用する場合は現金で払う。慶事や仏事の場合、数量がまとまり版木などの押印では間に合わない。その点、手書きでは融通がつく、金額欄・発売人・番号欄が空白になっている大きな理由である。

23) 「鰹節の商品切手」大阪商業大学商業史博物館

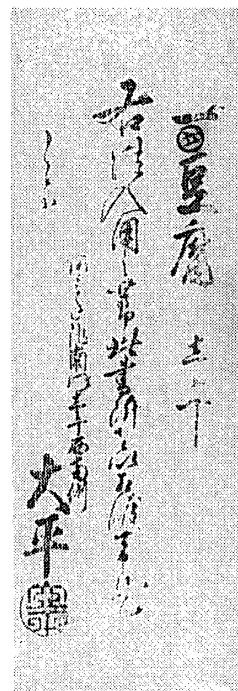
7. 各種の商品券



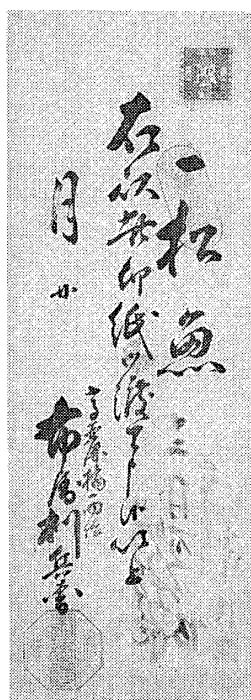
饅頭切手
虎屋伊織



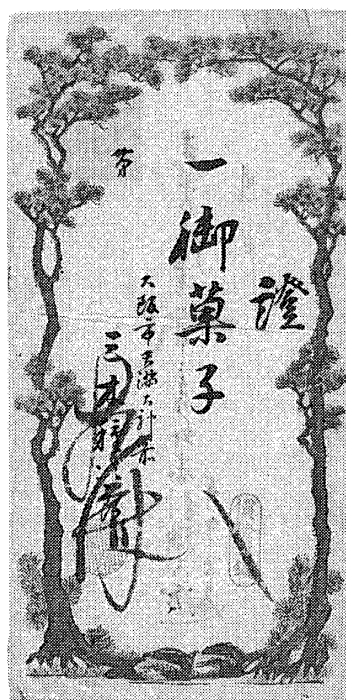
御肴切手
魚吉



豆腐切手
大平



松魚切手
布屋利兵衛



御菓子切手
三木種次郎



寿司切手
寶山